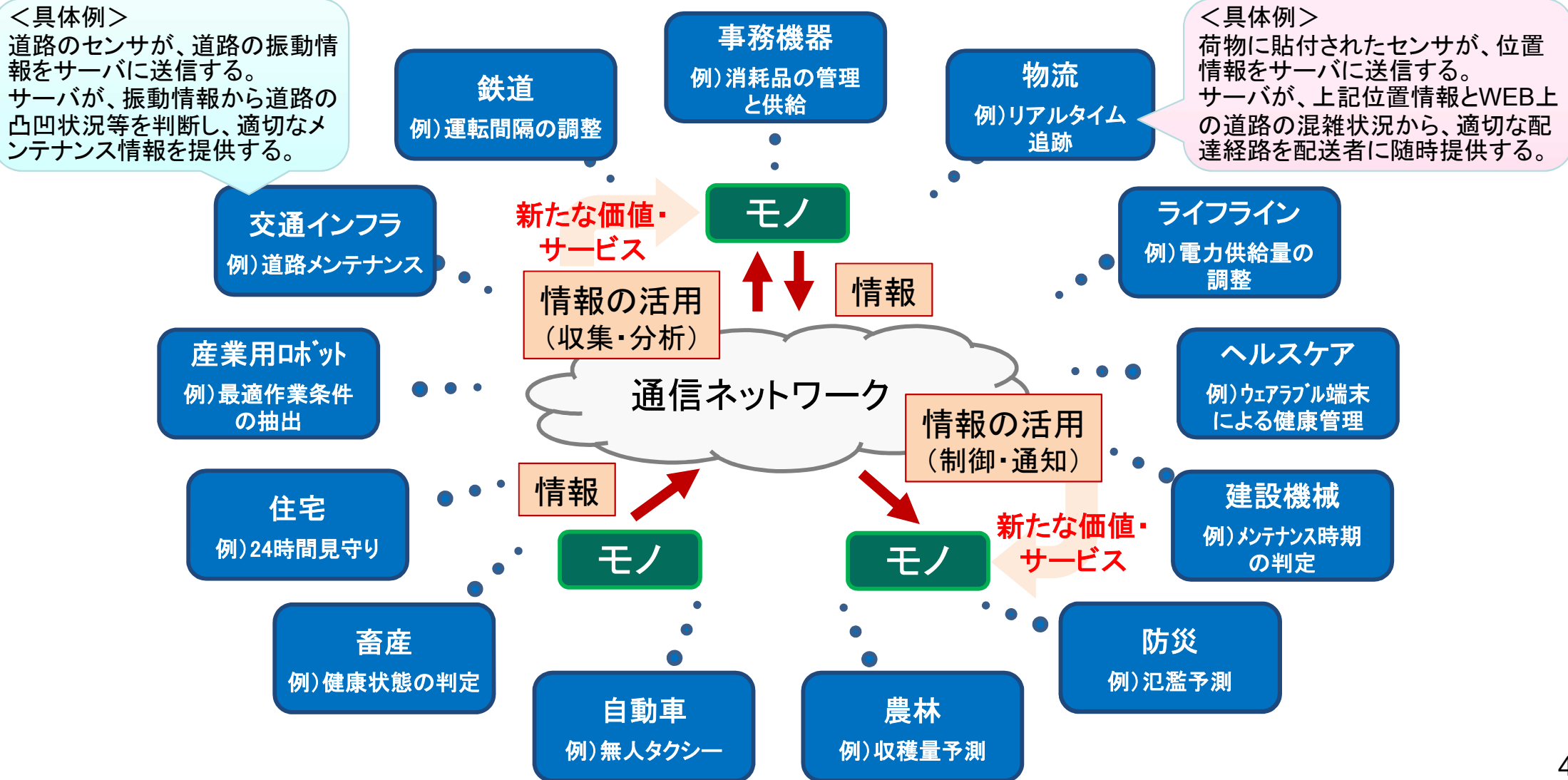


IoT関連技術に関する 事例の追加について

1. IoT関連技術について
2. 関連する審査基準等
3. 事例の追加について
4. 今後の対応

1. IoT関連技術について
2. 関連する審査基準等
3. 事例の追加について
4. 今後の対応

- “「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術” (IoT (Internet of Things) 関連技術) の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいる。



- IoT関連技術の具体的な例として、特許制度小委員会で示された※以下のものがあげられる。

※平成28年6月8日に開催された第14回委員会の資料2,5

無人タクシー等の自動走行技術

生産設備と物流・発送・決済システムの統合等を行う
スマートマニュファクチャリング技術

ロボットタクシー

無人のタクシーサービスの実現

車の周囲の状況の把握等の自動走行に関する技術活用により、将来的には、無人のタクシー事業の実現を志向。空港と都内を結ぶ特定区間での実施を目指している。

また、同技術はドライバー不足に悩む地方のバス等の公共交通機関の維持にも貢献が期待。



人々の移動・生活のあり方を変革

ウェアラブルコンピュータによる生体情報管理を伴う
ヘルスケア技術

＜ウェアラブルコンピュータの技術俯瞰図＞



- IoT関連技術は、以下のように整理することもできる。
- 特に、現在注目されていると考えられる★の技術を中心に検討する。

検討の中心

★ネットワークを介して得られる情報を活用することで、「モノ」に付加価値を与える技術

- ・最寄り駅の改札通過情報と連携し、帰宅時間に合わせて自動で電源が入るエアコン
- ・サーバからユーザの好みにあったニュース情報を取得し、読み上げるロボット掃除機

★センサを用いて「モノ」が発出する大量のデータを取得し、ネットワークを介して収集し、分析することで、システム最適化等をする技術

- ・スマートハウス(家電の電気消費量等の時系列データを収集・分析し、最適な電気供給方法を選択)
- ・ウェアラブル端末から人間の脈拍、血圧等を収集して健康状態を推定・可視化
- ・機器等の稼働状況データを収集・モニタリングし、故障を事前に検知

●「モノ」とネットワークを介して、単純な情報通信や遠隔操作をする技術

- ・所定期間利用されなければ、特定の端末にその旨を報知する電気ポット

- 特許制度小委員会等において、人工知能（AI（Artificial Intelligence））等の新たな技術に関する検討が行われている。
- AI等の新たな技術はIoT関連で用いられることも多い。AIによる学習済みモデルの取扱いなど、AI等に特有の論点については今回検討の対象外とし、特許制度小委員会における検討結果を受けて、今後必要に応じて検討する。

【調査・検討すべき事項】

- ①人工知能等の新たな技術の利用を通じて創作された技術等の保護に関する整理
- ②産業構造の変化で起こり得る発明の変化を意識した対応

➡ 特許庁における実態把握、調査・検討の結果について、
特許制度小委員会においてご報告予定

平成28年6月8日に開催された第14回特許制度小委員会の資料5

1. IoT関連技術について
- 2. 関連する審査基準等**
3. 事例の追加について
4. 今後の対応

- IoT関連技術は、従来から特許出願されており、特許されてきた。
- IoT関連技術の特許審査は、現時点では、現行の審査基準及び審査ハンドブックに基づいて特段問題なく行えていると考えられるが、昨今のIoT関連技術の進展を踏まえると、以下(イ)～(ハ)に示すように、さらに検討すべき点がある。

ユーザー の視点

(イ) 現行の審査基準及び審査ハンドブックでは、IoT関連技術という観点で事例を示していない。どのような特許出願を行えば良いか、審査官の拒絶理由通知に対してどのように対応すれば良いかなど、特許審査の運用を出願人等に分かりやすく示すことが重要である。

審査 の視点

(ロ) 今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想される。その際には、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要である。

グローバル な視点

(ハ) IoT関連技術の特許審査について、世界に先駆けて我が国の運用を諸外国に発信することは、グローバル・スタンダードの確立を目指す上でも重要である。

- IoT関連技術は、コンピュータソフトウェアを必要とすることがあり、その場合における発明該当性をどのように判断すべきかがポイントになることがある。

➤ コンピュータソフトウェアを利用する部分があっても、以下の(i)又は(ii)のように、全体として自然法則を利用しており、コンピュータソフトウェアを利用しているか否かに関係なく、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と認められるものは、コンピュータソフトウェアという観点から検討されるまでもなく、発明該当性の要件を満足する。

(i) 機器等に対する制御又は制御に伴う処理を具体的に行うもの（エンジン制御等）

(ii) 対象の技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うもの（画像処理等）

（審査基準 第III部 第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性「2.2 コンピュータソフトウェアを利用するものの審査に当たっての留意事項」）

➤ ビジネス用コンピュータソフトウェア、ゲーム用コンピュータソフトウェア又は数式演算用コンピュータソフトウェアというように、全体としてみてコンピュータソフトウェアを利用するものとして創作されたものについての発明該当性の判断

→ 審査ハンドブック 附属書B 第1章「コンピュータソフトウェア関連発明」2.1.1.2

★ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、発明該当性の要件を満足する。

具体的には、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築される場合

- IoT関連技術は、通常、複数の装置や端末がネットワークで接続されたシステムで実現されるため、当該システムの一部がサブコンビネーションの発明(注)として特許出願されることがある。
- サブコンビネーションの発明に関する新規性の考え方は、審査基準の全面改訂時(平成27年9月16日)に明確化した。

(注) 二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等(コンビネーション)に対し、組み合わせられる各装置の発明、各工程の発明等

サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合①

「他のサブコンビネーション」に関する事項が、サブコンビネーションの発明の構造、機能等を特定している場合

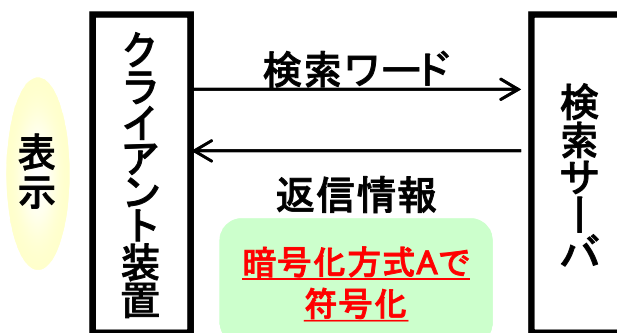
サブコンビネーションの発明を、そのような構造、機能等を有するものと認定する

当該構造、機能等を有するものが公知でなければ、新規性がある

例： 検索ワードを検索サーバに送信し、検索サーバから直接受信した返信情報を復号手段で復号して検索結果を表示手段に表示するクライアント装置であって、前記検索サーバは前記返信情報を暗号化方式Aにより符号化した上で送信することを特徴とするクライアント装置

「他のサブコンビネーション」に関する事項

技術常識を考慮すると、クライアント装置というサブコンビネーションの発明は、上記「他のサブコンビネーション」に関する事項により、暗号化方式Aに対応した復号処理を行うという機能を有するクライアント装置の発明に特定される



サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合②

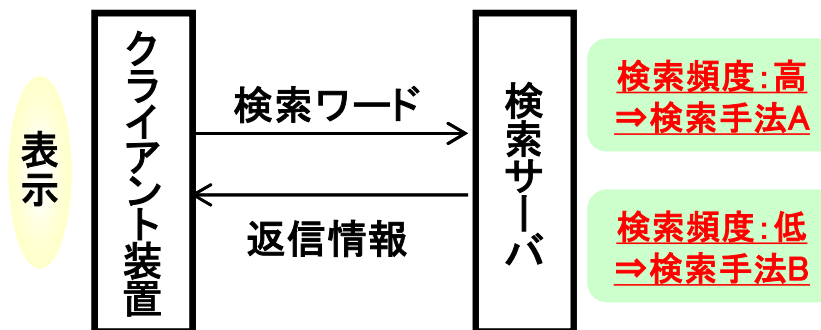
「他のサブコンビネーション」に関する事項が、サブコンビネーションの発明の構造、機能等を何ら特定していない場合

サブコンビネーションの発明を、そのような構造、機能等を有しないものと認定する

例： 検索ワードを検索サーバに送信し、返信情報を受信して検索結果を表示手段に表示することができるクライアント装置であって、前記検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更することを特徴とするクライアント装置

「他のサブコンビネーション」に関する事項

上記「他のサブコンビネーション」に関する事項は、検索サーバがどのようなものであるかを特定するが、クライアント装置というサブコンビネーションの発明の認定において、その構造、機能等を何ら特定しない



- IoT関連技術は、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報の活用等にも特徴がある場合があり、その場合における進歩性をどのように判断すべきかがポイントになることがある。
- 進歩性の判断の際は、「否定される方向に働く要素」と「肯定される方向に働く要素」を「総合的に評価する」ことを、審査基準の全面改訂時に明確化した。
- IoT関連技術の審査も当該基準に沿って行われる。

進歩性が否定される方向に働く要素と、進歩性が肯定される方向に働く要素を、**総合的に評価**する

進歩性が**否定**される方向に働く要素

- 主引用発明に副引用発明を適用する動機付け
 - (1) 技術分野の関連性
 - (2) 課題の共通性
 - (3) 作用、機能の共通性
 - (4) 引用発明の内容中の示唆
- 主引用発明からの設計変更等
- 先行技術の単なる寄せ集め

進歩性が**肯定**される方向に働く要素

- 有利な効果
- 阻害要因
例：副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等

第III部第2章第2節「3. 進歩性の具体的な判断」

IoT関連技術の発明の進歩性の判断において、引用発明との相違点に関し、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる**情報の活用**による**有利な効果**が認められる場合には、**当該効果が「進歩性が肯定される方向に働く要素」の一つとして考慮される。**

	日本	米国	欧州	中国	韓国
CS・BM関連発明の発明該当性判断 ※CS(コンピュータソフトウェア)、BM(ビジネスモデル)	・自然法則を利用した技術的思想の創作といえるか ・ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているか	2ステップテスト i) クレームが抽象的アイデアに向けられているか ii) クレームが抽象的アイデアを顕著に超える追加的要素を含むか(進歩性に近い判断)(注1)	技術的性質の有無 (クレームにコンピュータやネットワーク等の技術的手段を記載すれば技術的性質を有する)	技術三要素の有無 ・技術的課題 ・技術的手段 ・技術的效果	・自然法則を利用した技術的思想の創作といえるか ・ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているか
CS・BM関連発明の進歩性に係る留意点	ない	ない	技術的性質に貢献しない純粋な非技術的側面は進歩性判断において考慮されない	ない	ない
IoT関連発明の新規性の判断	通常のクレームと同様に判断する(サブコンビネーション・クレームに当てはめた適用例の記載がある(注2))	通常のクレームと同様に判断する	通常のクレームと同様に判断する	通常のクレームと同様に判断する	通常のクレームと同様に判断する

(注1) 2ステップテストのうち、CS・BM関連発明の発明該当性判断において、特に重要な事項を摘記している

(注2) 審査基準には、一般的な新規性、進歩性等の判断をサブコンビネーションの発明に当てはめた場合の考え方が記載されている(第Ⅲ部第2章第4節4.)

1. IoT関連技術について
2. 関連する審査基準等
- 3. 事例の追加について**
4. 今後の対応

(1) IoT関連技術の発明の発明該当性

- 発明の実施にコンピュータソフトウェアを必要とする発明の発明該当性の考え方は、審査基準及び審査ハンドブック 附属書B 第1章「コンピュータソフトウェア関連発明」に示されている。この考え方は、現時点においても問題なく、IoT関連技術の発明についても適用されるべきものであると考えられる。
- 発明該当性について、上記「審査基準等の検討の背景」で示した「ユーザーの視点」「審査の視点」「グローバルな視点」を踏まえて、IoT関連技術に関する事例を審査ハンドブックに掲載する。その際には、考え方が明確になるよう、発明該当性を肯定する事例と否定する事例を掲載する。

(2) IoT関連技術の発明の新規性

- 審査基準の全面改訂時に明確化されたサブコンビネーションの発明を含む新規性の考え方は、現時点においても問題なく、IoT関連技術の発明についても適用されるべきものであると考えられる。
- 新規性についても、上記視点を踏まえて、IoT関連技術で出願されることのあるサブコンビネーション発明の事例を審査ハンドブックに掲載する。その際には、考え方が明確になるよう、新規性を肯定する事例と否定する事例を掲載する。

(3) IoT関連技術の発明の進歩性

- 審査基準の全面改訂時に明確化された進歩性の考え方は、現時点においても問題なく、IoT関連技術の発明についても適用されるべきものであると考えられる。
- 進歩性についても、上記視点を踏まえて、IoT関連技術に関する事例を審査ハンドブックに掲載する。その際には、考え方が明確になるよう、進歩性を肯定する事例と否定する事例を掲載する。

- これまでに特許されてきた発明等を参考にしつつ、IoT関連技術の発明について合計10程度の事例を作成する。
- 特許出願に不慣れな企業等にも発明のポイントや審査基準上の論点が分かりやすく、また、関心を持って読めるように作成する。
- 近年注目されている技術（スマートマニュファクチャリング、サプライチェーンマネジメント、無人走行車等）を可能な限り含めながら、様々な技術分野の事例を作成する。

【請求項1】

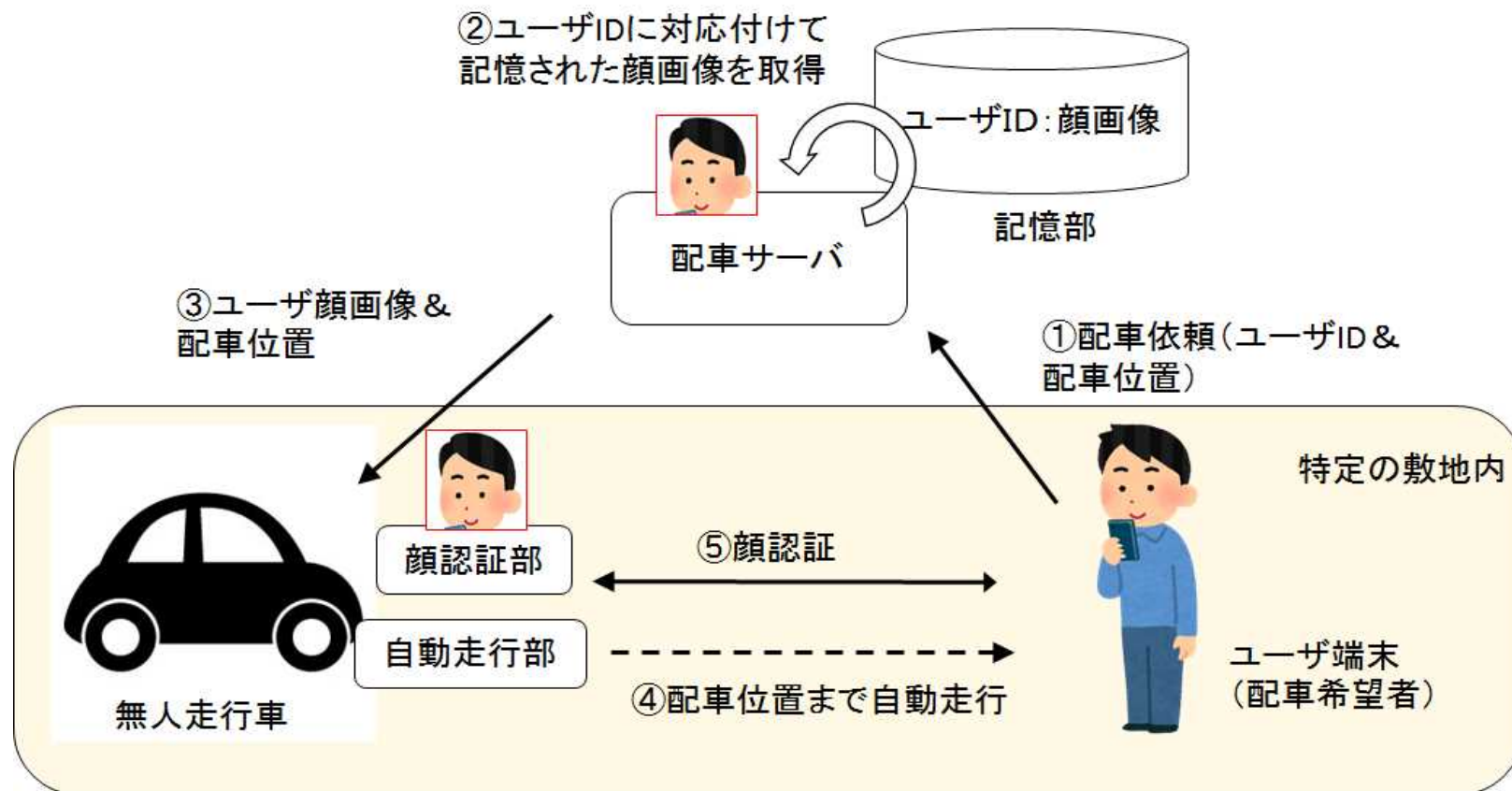
配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムであって、

前記携帯端末が、**ユーザID及び配車位置を前記配車サーバに送信する送信部**を備え、

前記配車サーバが、**ユーザIDに対応付けてユーザの顔画像を記憶する記憶部**と、前記携帯端末から受信したユーザIDに対応付けて記憶された顔画像を前記記憶部から取得する**取得部**と、無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を**特定する特定部**と、前記特定された無人走行車に対して**前記配車位置及び顔画像を送信する送信部**と、を備え、

前記無人走行車が、前記配車位置まで自動走行する**自動走行部**と、前記配車位置にて、**周囲の人物に対して顔認識処理を行う顔認証部**と、**受信した前記顔画像に一致する顔の人物を配車希望者と判定し、無人走行車の利用を許可する判定部**と、を備えることを特徴とする、

無人走行車の配車システム。



[結論]

請求項1に係る発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

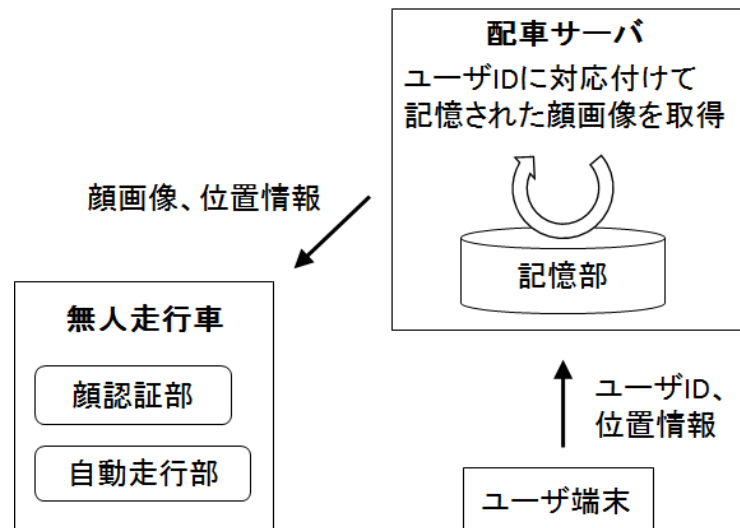
[説明]

請求項1の記載から、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の演算又は加工が、配車サーバ、ユーザ端末、無人走行車から構成されるシステムという、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現されていると判断できる。そのため、請求項1に係る発明は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理システムを構築するものである。

使用目的



使用目的に応じた特有の演算又は加工が、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現



自然法則を利用した技術的思想の創作
→「発明」に該当

事例案～サブコンビネーションの発明の新規性～

【請求項1】

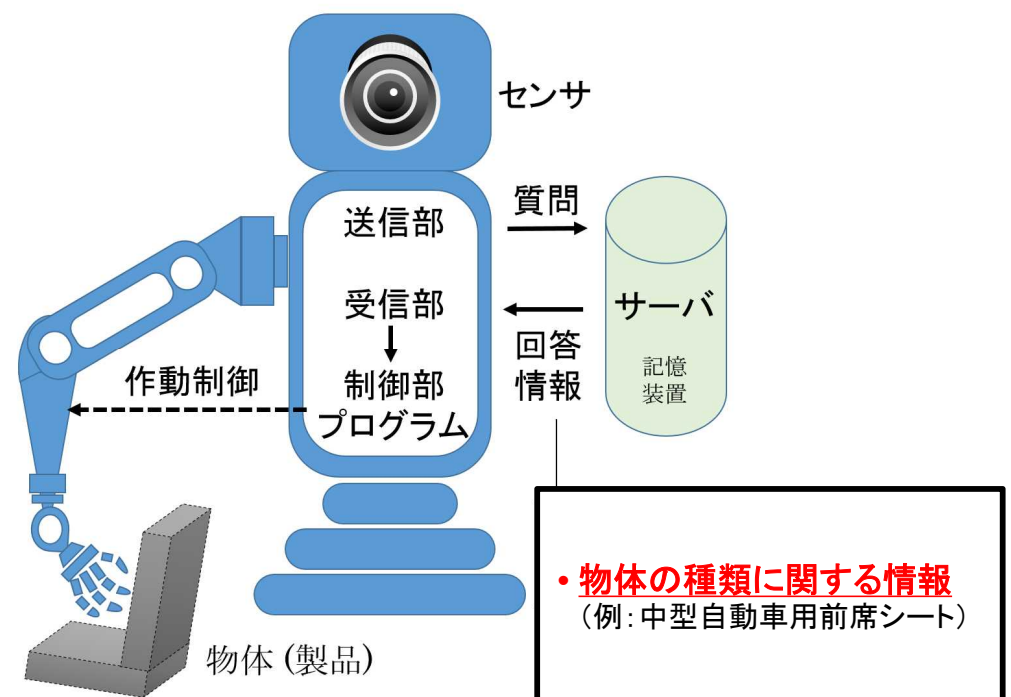
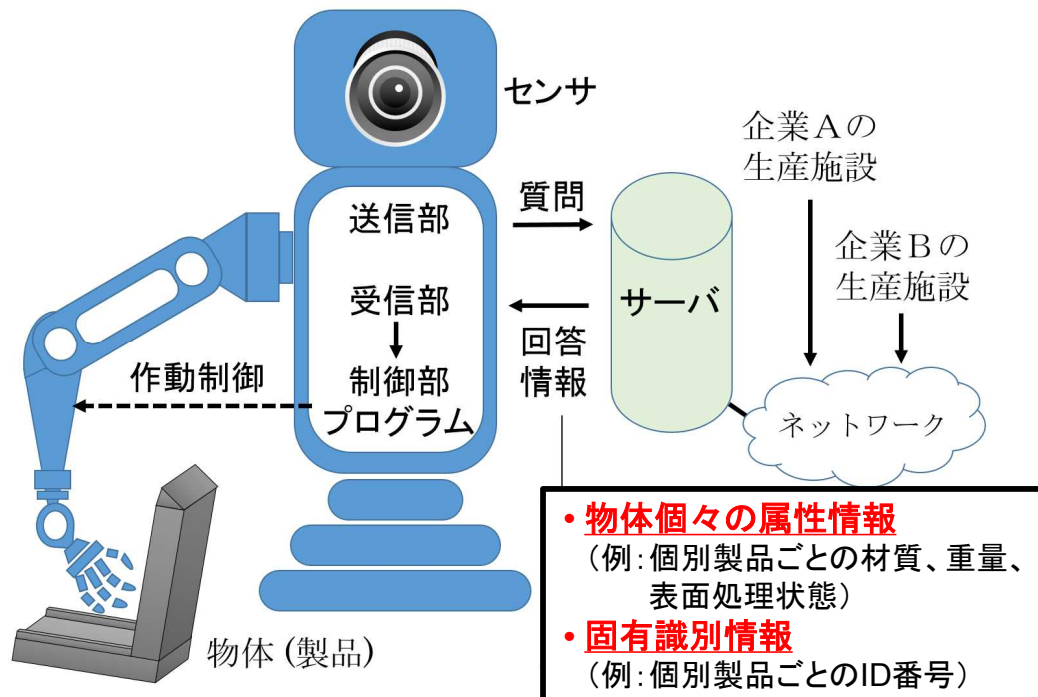
物体に対して作用するロボット装置であって、
物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバにより特定された物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む、
ロボット装置。

【引用発明】

物体に対して作用するロボット装置であって、
物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバにより特定された物体の種類に関する情報である、
ロボット装置。



[説明]

○ 新規性あり

ロボット装置は、当該ロボット装置とサーバとの組み合わせ（コンビネーション）に対し、一のサブコンビネーションに該当する。

そのロボット装置についての請求項1には、「前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。請求項1にはまた、その回答情報に関し、ロボット装置が「受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部」を有することが記載されている。

そうすると、請求項1のロボット装置は、物体の属性情報及び固有識別情報に基づいて作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しており、当該制御部により物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものである。

これに対し、引用発明は、物体の種類に関する情報に基づいて制御するプログラムを備えた制御部を有しているにすぎず、物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものではない。

このように、請求項1のロボット装置は、引用発明のロボット装置とは異なるプログラムを備えており、異なる作動をするものである。

事例案～サブコンビネーションの発明の新規性～

【請求項1】

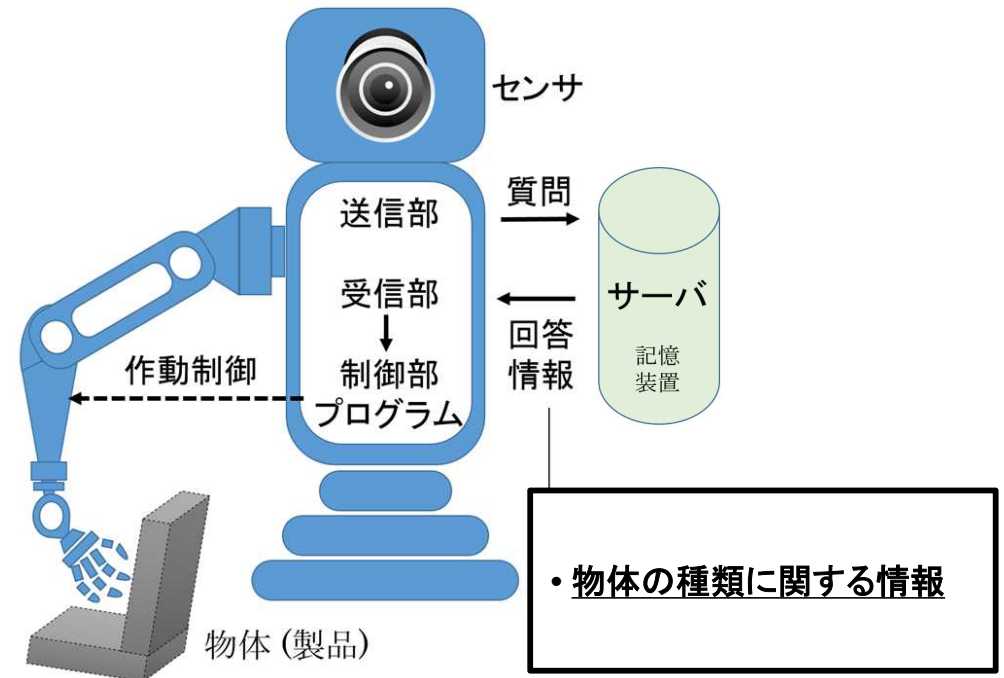
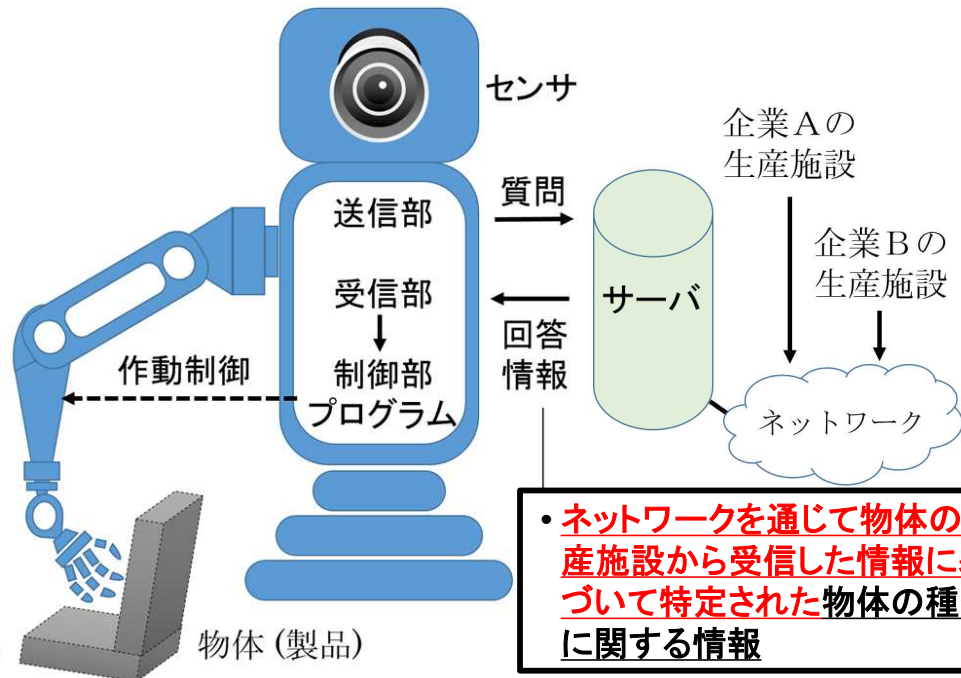
物体に対して作用するロボット装置であって、
物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバによりネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である、
ロボット装置。

【引用発明】

物体に対して作用するロボット装置であって、
物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、

前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体の種類に関する情報である、
ロボット装置。



[説明]

× 新規性なし

ロボット装置は、当該ロボット装置とサーバとの組み合わせ（コンビネーション）に対し、一のサブコンビネーションに該当する。

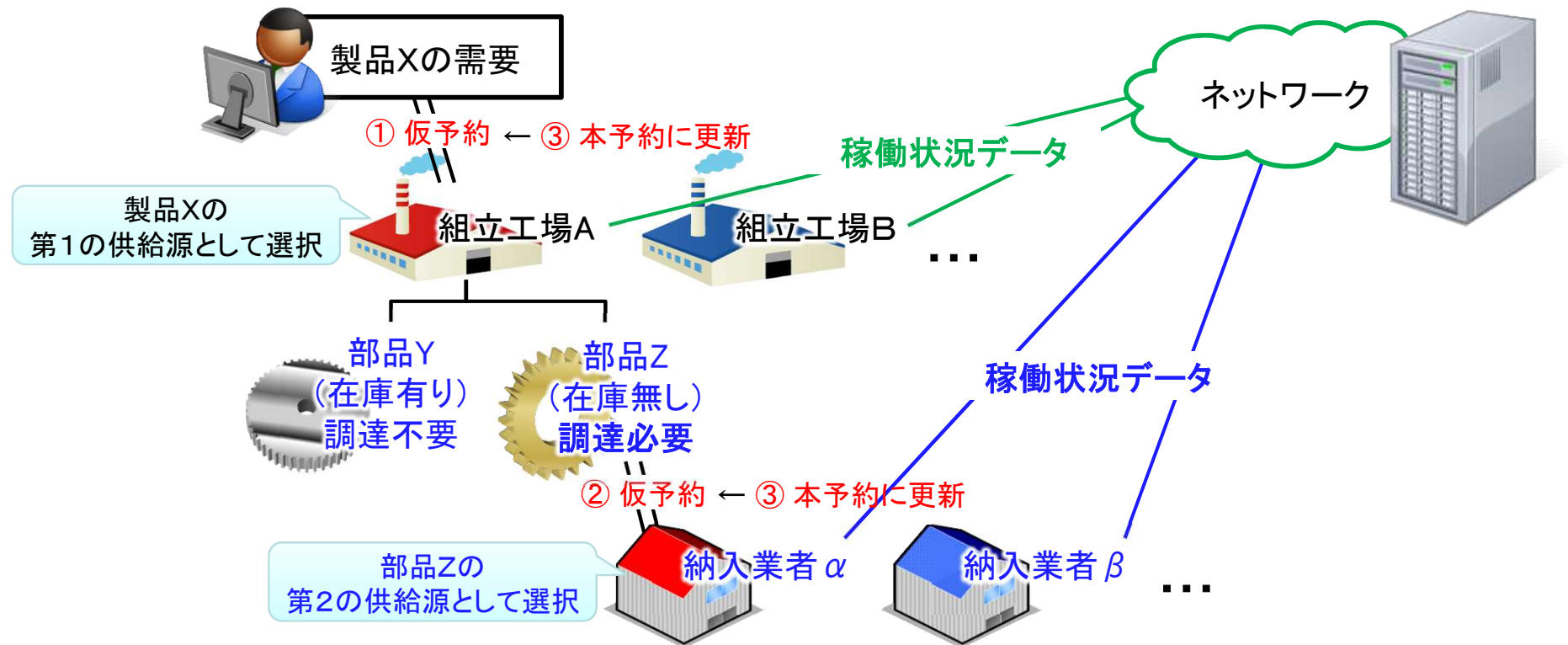
そのロボット装置についての請求項1には、「前記回答情報は、前記サーバによりネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。

しかしながら、その「ネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて」との部分は、ロボット装置とは別な物であるサーバが、どこから得た情報に基づいて回答情報の特定を行っているかを記載したものにすぎず、ロボット装置のプログラム自体の相違をもたらすものではなく、ロボット装置の構造、機能等を特定するものではない。

したがって、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はなく、請求項1に係る発明は新規性を有しない。

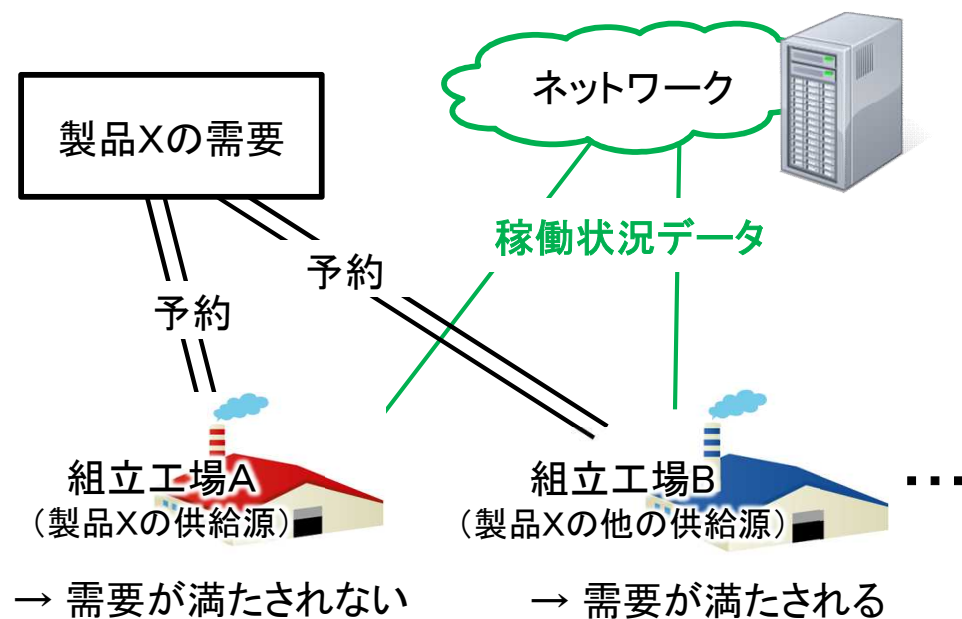
【請求項1】

サプライチェーンを管理するために、コンピュータによって実行される方法であって、製品に対する需要を受け取る工程と、当該製品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための少なくとも一つの第一の供給源を選択し、選択された供給源に対する**供給の仮予約を生成**する工程と、当該供給源が当該予約を実施するために、当該製品の構成部品の調達が必要か否かを判定する工程と、前記調達が必要であると判定された場合には、当該調達を需要として、前記構成部品の複数の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、その需要を満たすための少なくとも一つの第二の供給源を選択し、選択された供給源に対する**供給の仮予約を生成**する工程と、前記製品のすべての構成部品について、前記調達が必要でないと判定されたか前記調達について供給の仮予約が生成された場合には、それまでに生成された**仮予約を本予約に更新**する工程と、を有する方法。



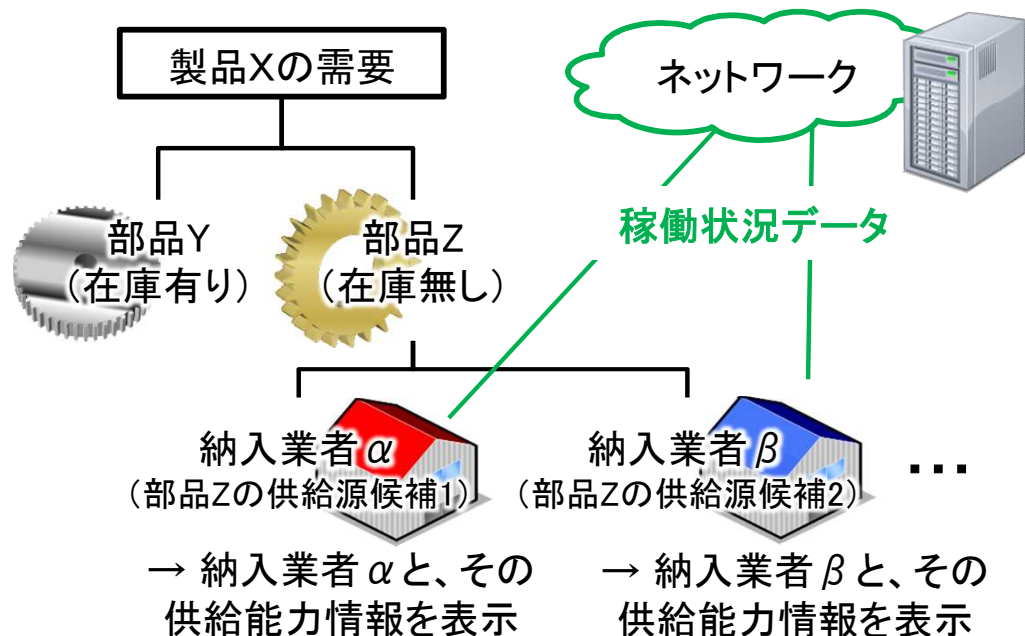
【引用発明1】

製品の需給を管理するために、コンピュータによって実行される方法であって、
製品に対する需要を受け取る工程と、
当該製品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための供給源を選択する工程と、
前記需要が当該供給により満たされるか否かを判定する工程と、
前記需要が満たされないと判定された場合には、当該製品の他の供給源から、それら供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記満たされない需要を満たすための供給源を選択し、
前記需要が満たされたと判定された場合には、それまでに選択された供給源に対する供給の予約を生成する工程と、
を有する方法。



【引用発明2】

生産施設における部品在庫管理を支援するために、コンピュータによって実行される方法であって、
製品に対する需要を受け取る工程と、
当該製品の製造に必要な構成部品を特定する工程と、
各構成部品について、前記需要を満たす在庫が存在しているか否かを判定する工程と、
前記在庫が存在していないと判定された場合には、当該構成部品の複数の供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて、前記需要を満たすための供給源の候補及び各供給源の供給能力情報を表示し、
前記在庫が存在していると判定された場合には、当該在庫に関する情報を表示する工程と、
を有する方法。



○ 進歩性あり

(相違点1について)

引用発明1は、製品の需給管理方法であり、当該製品の構成部品の調達管理は行っていない。
サプライチェーン管理において、より適切に製品の需給管理を行うために、製品の需給管理のみならず、当該製品の構成部品の調達管理も合わせて行うべく、引用発明1に引用発明2を適用して、製品の需給管理と合わせて、当該製品の構成部品の調達管理を、それらの供給源における稼働状況データの情報に基づいて行うことは、当業者が容易に想到し得たものである。

(相違点2について)

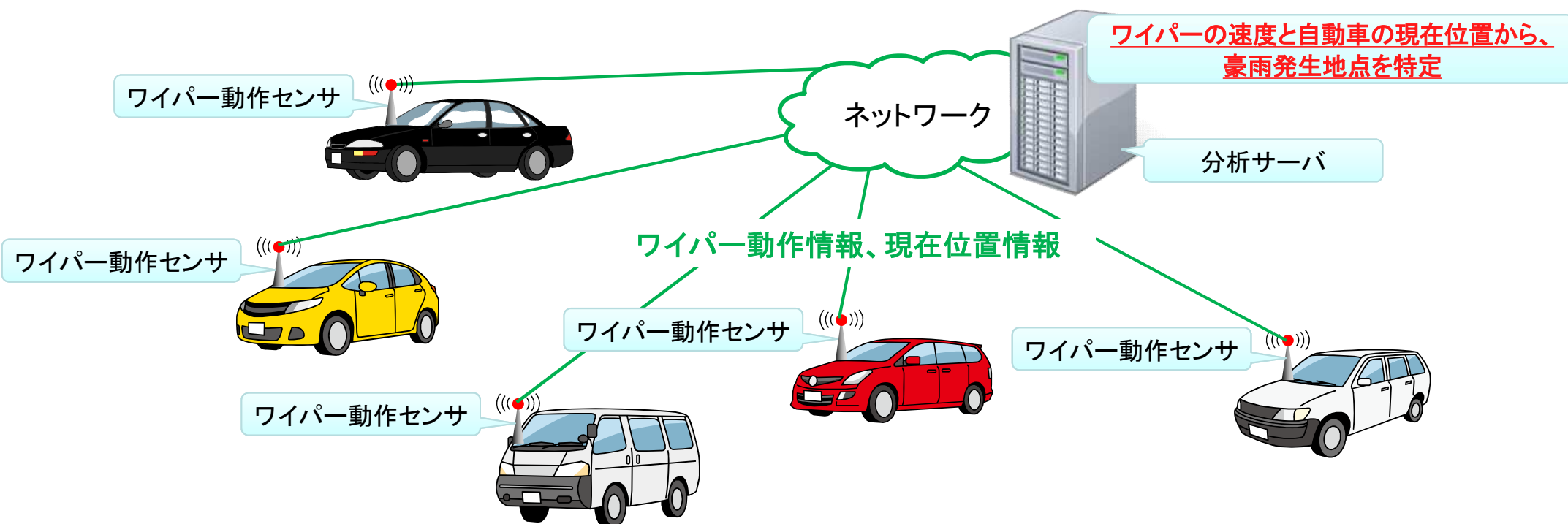
「仮予約」の生成及び本予約への更新については、いずれの引用発明にも記載がない。
本願発明では、サプライチェーン上の製品につき、需要を満たす供給源が選択されれば、まずは、当該選択された供給源に対する仮予約が生成され、その後、サプライチェーン上必要なすべての仮予約が生成された場合に、ネットワークを介して仮予約が本予約に更新される。
これにより本願発明では、多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンの場合でも、適時に供給の仮予約が生成されるとともに、本予約に更新されない仮予約の存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を把握することが可能である。この効果は、引用発明1及び2からは予測困難な有利な効果である。

【請求項1】

複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記ワイパー動作センサは、装着されたワイパーの加速度情報を含む動作情報を検出する検出部と、自センサの現在位置情報を取得する取得部と、前記動作情報に前記現在位置情報を対応付けて前記分析サーバに送信する送信部とを有し、

前記分析サーバは、複数の前記ワイパー動作センサから、前記動作情報及び現在位置情報を収集する収集部と、前記収集された複数の動作情報のうち、ワイパーが高速に動作していることを示す動作情報に対応付けられた現在位置情報を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定する分析部とを有する、
豪雨地点特定システム。



事例案～進歩性～

【引用発明1】

複数の車両が備えるワイパーに装着されたワイパー動作センサ、及び前記ワイパー動作センサとネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記ワイパー動作センサは、装着されたワイパーの加速度情報を含む動作情報を検出する検出部と、前記動作情報を前記分析サーバに送信する送信部とを有し、

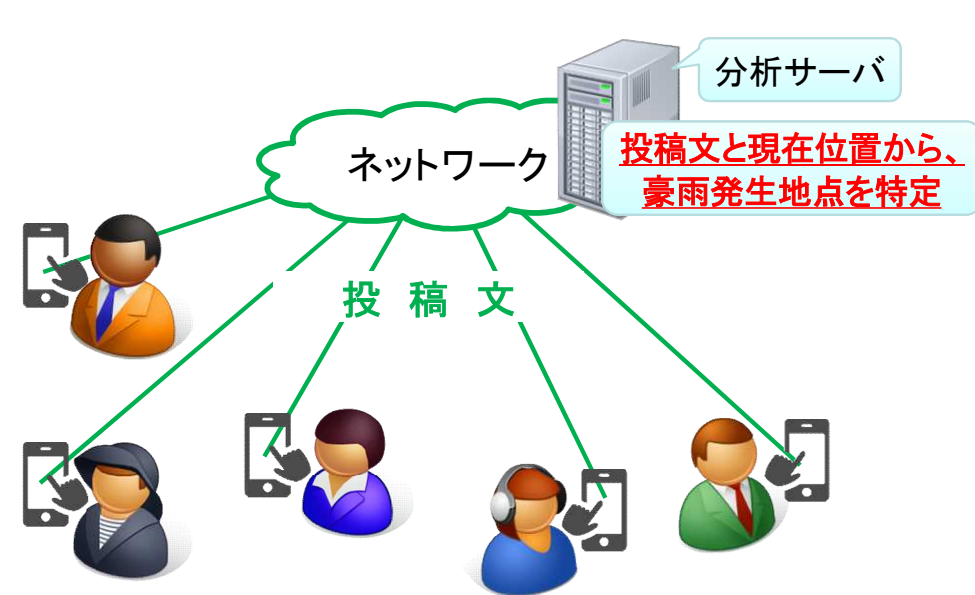
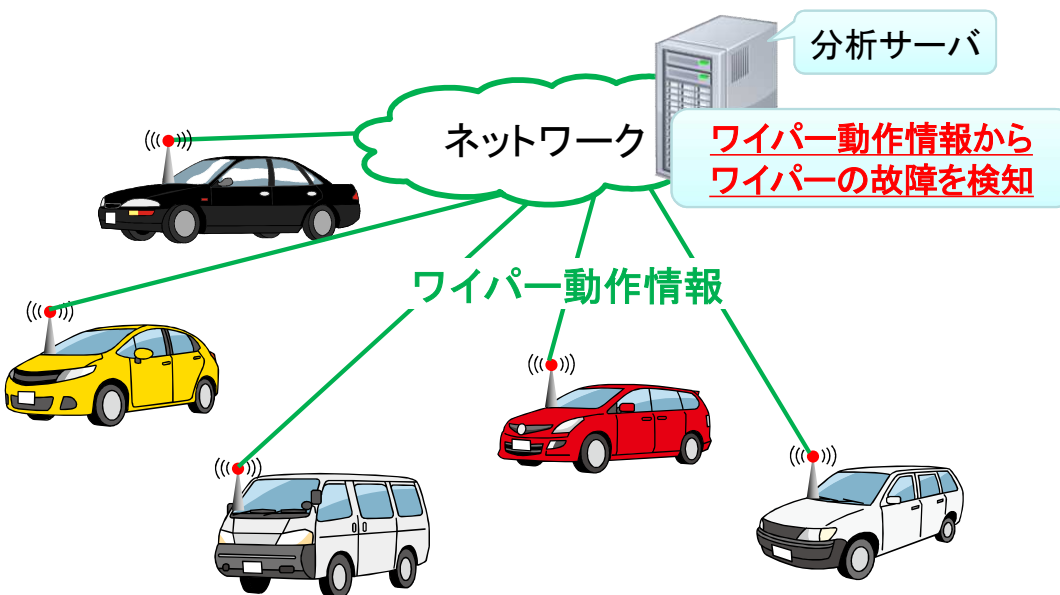
前記分析サーバは、**複数の前記ワイパー動作センサから、前記動作情報を収集する収集部と、前記収集された複数の動作情報を統計的に分析することで、異常な動作情報を発したワイパー動作センサを特定する分析部とを有する、
ワイパー故障検知システム。**

【引用発明2】

複数の携帯端末、及び前記携帯端末とネットワークを介して接続される分析サーバを備え、

前記携帯端末は、ユーザによるネットワークへの投稿文の入力を受け付ける受付部と、自端末の現在位置情報を取得する取得部と、前記投稿文及び現在位置情報を前記分析サーバに送信する送信部とを有し、

前記分析サーバは、複数の携帯端末から、前記投稿文及び現在位置情報を収集する収集部と、前記収集された複数の投稿文のうち、豪雨に関する単語を含む投稿文に対応付けられた現在位置情報を統計的に分析することで、豪雨が発生している地点を特定する分析部とを有する、
豪雨地点特定システム。



○ 進歩性あり

(動機付けについて)

引用発明1の故障検知システムにおいて、引用発明2を適用し、かつ技術常識を参酌することで、ワイパーが高速に動作していることを示す動作情報に対応付けられた位置情報を分析することによって豪雨地点を特定することに容易に想到し得るかを検討する。

下記(動機付けについて考慮した事情)の(1)から(3)までを総合的に考慮すると、引用発明1に引用発明2を適用する動機付けがあるとはいえない。

以上の事情を踏まえると、引用発明1に引用発明2を適用し、かつ技術常識を参酌することで、当業者が請求項に係る発明に容易に想到し得たということはできない。

(動機付けについて考慮した事情)

- (1)技術分野の関連性 : 引用発明1はワイパーの故障検知に関する発明であり、引用発明2は豪雨地点特定に関する発明であるため、技術分野は関連しない。
- (2)課題の共通性 : 引用発明1は、ワイパーの故障検知をすることを課題としており、引用発明2は、豪雨地点を特定することを課題としているから、課題は相違する。
- (3)作用、機能の共通性 : 引用発明1は、収集したワイパーの動作情報を分析して故障を検知するものであり、引用発明2は、収集した端末からの投稿文を分析して豪雨地点を特定するものであるから、作用、機能は相違する。

1. IoT関連技術について
2. 関連する審査基準等
3. 事例の追加について
4. 今後の対応

- 平成28年9月末を目途に、改訂審査ハンドブックを公表する。
- 平成28年10月～平成29年1月に、全国で開催する知的財産権制度説明会（実務者向け）で改訂審査ハンドブックについて周知する。
- 平成28年10月に、欧州で開催される五大特許庁（IP5）会合で改訂審査ハンドブックについて周知する。
- 特許制度小委員会の検討結果を受けて、必要に応じて検討する。